

事前評価調書

I 事業概要																																																																																											
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）																																																																																										
地区名	なかがわだい しせん 中川第2支川																																																																																										
事業箇所	つくでたばらちない 新城市作手田原地内																																																																																										
事業のあらまし	中川第2支川は新城市作手田原に位置し、保全対象として要配慮者利用施設1箇所、人家1戸、国道301号を抱える土石流危険渓流である。 土石流の危険性の高い渓流であり、人命などを守るため、土石流対策施設の整備を行う。																																																																																										
事業目標	【達成（主要）目標】 ・ 要配慮者利用施設1箇所、人家1戸、国道301号を土石流から保全する。 【副次目標】 ・ なし																																																																																										
事業費	事業費		内訳																																																																																								
	4.0億円		■工事費 3.7億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.2億円																																																																																								
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2024年度	完成予定年度	2032年度																																																																																					
事業内容	砂防堰堤工 1基、渓流保全工 120m																																																																																										
II 評価																																																																																											
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等が発生した際は甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を守る必要がある。 費用便益分析マニュアル(砂防事業)に基づき算定したB/Cは2.0で1.0を越えている。																																																																																									
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 土石流から保全対象を守る必要があるため。																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>2032</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・堰堤工 ・渓流保全工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="3">1.8</td> <td colspan="3">1.9</td> <td colspan="2">0.3</td> <td colspan="2">4.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計	工種 区分	調査・設計	←	→											用地補償		←	→										工事													・堰堤工 ・渓流保全工			←	→							→		事業費(億円)		1.8			1.9			0.3		4.0		
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計																																																																													
工種 区分	調査・設計	←	→																																																																																								
	用地補償		←	→																																																																																							
	工事																																																																																										
	・堰堤工 ・渓流保全工			←	→							→																																																																															
事業費(億円)		1.8			1.9			0.3		4.0																																																																																	
1) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土石流対策要望の声が高まっており、合意形成は図られていると判断する。																																																																																										
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業環境は整っており、計画の実効性が確保されている。																																																																																									
III 対応方針																																																																																											

<p>事業実施が 妥当である</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<p>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・砂防堰堤、溪流保全工や保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>	